

第二節 小学校及び中学校の職員・校務分掌

◆学校教育法

〔校長、教頭、教諭その他の職員〕

第二十八条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

- ② 小学校には、前項のほか、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ④ 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ⑤ 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し又は行なう。
- ⑥ 教諭は、児童の教育をつかさどる。

〔養護教諭についての特例〕

第百三条 小学校、中学校及び中等教育学校には、第二十八条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第五十一条の八の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。

最終改正〔平成一〇年法律一〇一号〕

◇学校教育法施行規則

校務分掌の整備

第二十二條の二 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

最終改正〔昭和五〇年文部省令四一号〕

教務主任及び学年主任

第二十二條の三 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任又は学年主任を置かないことができる。

- ② 教務主任及び学年主任は、教諭をもつて、これに充てる。
- ③ 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。



解説

1 小学校の職員

学校教育法

〔校長、教頭、教諭その他の職員〕

第二十八条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

- ② 小学校には、前項のほか、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ④ 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ⑤ 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し又は行なう。
- ⑥ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑦ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

(一) 本条に規定された
「必置職員」

小学校に置かなければならない職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員であるが、教頭及び事務職員については、特別の事情があるときは置かないことができることとされている（本条第一項）。ここでいう「特別の事情があるとき」とは、例えば、学校が小規模であるとか、地域的な関係で適当な者を採用できないような場合をいうと解されている。また、養護教諭については、当分の間、これを置かないことができることとされている（本法第百三条）。これは、主として養護教諭の養成体制が不十分であったことに関連して設けられたものであり、「当分の間」と規定されているが、現在もなお効力を有するものである。

なお、必置職員のうち教諭及び養護教諭については、「特別の事情があるとき」には、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができるとされている（本条第十三項）。ここでいう「特別の事情があるとき」とは、教育職員免許法第五条第五項により、小学校教諭免許状を有する者を採用することができる場合を限り、臨時免許状として小学校助教諭免許状を授与することができることとされていることから明らかなように、このような特別な場合に限られると考えられている。したがって、単なる財政上の理由などにより、このような措置をとることは許されない。

(二) その他必要な職員

小学校には、本条第一項に規定する必置職員のほか、「栄養教諭その他必要な職員」を置くことができることとされている（本条第二項）。「必要な職員」は、小学校の設置者が、必要に応じて小学校に置く職員であり、本条第一項に掲げる職員以外の職員すべてが含まれる。

【参照条文】

- 学校教育法
 - 学校教育法施行令
 - 学校教育法施行規則
 - 学校給食法
 - 学校保健法
 - 予防接種法
 - 労働基準法
 - 学校図書館法
 - 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
-
- 第七条〔校長・教員〕
 - 第六条の二●第十条●第十二条●第十八条●第十九条●第二十条●第二十二條
 - 第十二条の三〔指導要録〕
 - 第十二条の四〔出席簿〕●第十三条〔懲戒〕●第十六条〳第二十条●第二十八條〔卒業証書〕●第四十三条●第四十六条〔授業終始の時刻〕●第四十八条〔臨時休業〕
 - 第五条の三〔学校給食栄養管理者〕
 - 第十二条（出席停止）●第十六条（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）
 - 第十三条
 - 第五十七条
 - 第五条（司書教諭）

通知・通達、行政実例、判例等

【通知・通達】

○学校保健法および同法施行令等の施行について（抄）

昭三三・六・一六 文体保第五四号
各国・公立大学長 各都道府県教育委員会 各都道府県知事 文部事務次官通達

十三 附則関係事項

(四) 保健主事

規則附則第五項において、学校教育法施行規則（昭和二二年文部省令第一一七号）の一部を改正し、大学および幼稚園以外の学校に、特別の事情のある場合を除き、保健主事を置くものとし、その職務内容等を規定したこと（改正後の学校教育法施行規則第二二条の三、第五五条、第六五条および第七三条の九）。
保健主事は、学校における保健管理運営上の観点から、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当るものとして、小規模の学校であるなどの特別の事情がある場合を除き、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校および養護

第二章 第二節 小学校及び中学校の職員・校務分掌

②「教コメ」

学校に置くこととしたものであること。

この保健主事は、教頭、定時制課程の主事などと同様に、学校の内部組織として置かれるものであって、教諭をもってあてることになっていること。なお、公立学校の保健主事にあっては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（特別区にあっては、都の教育委員会）が命ずるものであること。

○学校教育法の一部を改正する法律等の施行について

〔教頭職の法制化〕

昭四九・八・三一 文初地第四〇六号
附属学校を置く各国・立大学長 各都道府県・指定都市教育委員会 各都道府県知事 文部事務次官通達

このたび、別添のとおり、「学校教育法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が昭和四九年六月一日法律第七〇号をもって公布され、同年九月一日から施行されることになりました。また、別添のとおり「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」（以下「整理政令」という。）及び「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（以下「改正省令」